



鳥取県公報

平成21年 6 月26日 (金)
第 8 1 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (431) (福祉保健課) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (432) (障害福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (433) (経営支援チーム) 3
	農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務の委託 (434) (農業大学校) 4
	農業大学校における牛の物品売払代金の収納の事務の委託 (435) (〃) 4
	農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務の委託 (436) (〃) 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (437) (耕地課) 5
	森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (438) (森林・林業総室) 5
	森林整備事業等の指名競争入札の調達公告に係る共通事項 (439) (〃) 8
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (440) (会計指導課) 12
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (441) (東部総合事務所県民局) 12
	指定居宅サービス事業者の指定 (442) (東部総合事務所福祉保健局) 13
	指定介護予防サービス事業者の指定 (443) (〃) 13
	指定居宅サービス事業者の廃止 (444) (中部総合事務所福祉保健局) 13
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (445) (〃) 14
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (446) (〃) 14
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (12) (教育総務課) 14

告 示

鳥取県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
日本土地株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目455	吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	通所介護	平成21年6月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目4-5	訪問リハビリテーション	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
日本土地株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目455	吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	介護予防通所介護	平成21年6月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目4-5	介護予防訪問リハビリテーション	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人尚徳福祉会	米子市榎原1889-6	アイアイ永江ケアプランセンター	米子市永江551	平成21年5月1日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	三津白寿苑	鳥取市三津869-7	平成21年6月1日

鳥取県告示第432号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 鳥取市伏野2259-43	障害者福祉センターあさひ園 鳥取市湖山町西三丁目113-1	平成20年12月31日	身体障害者授産施設支援（通所）

鳥取県告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
開放倉庫鳥取店
鳥取市安長223
- 2 変更する事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置
位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
平成21年6月27日
- 4 変更する理由
現在の駐輪場に駐輪するに際して、自動車通路との交錯が生じ危険性が懸念され、その解消手段として移設する。
- 5 届出年月日
平成21年6月16日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成21年6月26日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116
鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第434号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
株式会社万果
せきがね犬狹観光株式会社

2 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第435号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における牛の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第436号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

特定非営利活動法人「東伯けんこう」

2 委託期間

平成21年4月21日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成21年6月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第438号

県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であつて、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業作

業士として認定された者をいう。)

オ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者

(7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一人を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア 一の入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

イ 一の入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ 一の入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさ

らに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 入札参加有資格者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>) (以下「県HP」という。) において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

7 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

- (1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室
電話 0857-26-7425、7431、7432、7433又は7824
- (2) 届出に必要な書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部森林・林業総室林政企画チーム
電話 0857-26-7254又は7301

様式第1号

森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX番号

1. 配置予定専門技術者の氏名

2. 配置予定現場代理人の指名

鳥取県告示第439号

県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の公募に関する方法等については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であつて、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
- (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含

まれていないこと。

(5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。

ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）

イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）

ウ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）

エ 林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業作業士として認定された者をいう。）

オ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者

(7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア 一の入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

イ 一の入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ 一の入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）

イ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非

開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
 - (1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
 - (2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）をインターネットの県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>）（以下「県HP」という。）に掲載する。
 - (3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲載の日から4日（休日を除く。）以内に、書面により非指名理由について発注機関（森林整備事業等の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
 - (4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
 - (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
 - (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
 - (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
 - (5) 入札においては、会計規則第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
 - (6) 天災その他の理由により指名競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加有資格者が、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、県HPに掲載するものとする。

- 6 応募手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
 - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
 - (2) 応募書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
 - (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
 - (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。
- 7 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。
 - (1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室
電話 0857-26-7425、7431、7432、7433又は7824
 - (2) 届出に必要な書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部森林・林業総室林政企画チーム
電話 0857-26-7299又は7254

様式第 1 号

森林整備事業等の限定公募型指名競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の限定公募型指名競争入札への参加を希望します。

事業名 _____

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX番号

1. 配置予定専門技術者の氏名
2. 配置予定現場代理人の氏名

鳥取県告示第440号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県農林水産部生産振興課
副主幹 丸田 謙一
- 3 委任期間
平成21年6月26日から同年7月6日まで

鳥取県告示第441号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年8月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
乾 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市瓦町601
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関する適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
会員

鳥取県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社団法人鳥取県看護協会 会長 塩澤洋子	鳥取市江津318-1	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	居宅療養管理指導	平成21年6月25日

鳥取県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社団法人鳥取県看護協会 会長 塩澤洋子	鳥取市江津318-1	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	介護予防居宅療養管理指導	平成21年6月25日

鳥取県告示第444号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社武本薬局 代表取締役 武本充雄	倉吉市伊木201-4	武本薬局	倉吉市西倉吉町22-14	居宅療養管理指導	平成18年11月1日

鳥取県告示第445号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
有限会社武本薬局 代表取締役 武本 充雄	倉吉市伊木201 - 4	武本薬局	倉吉市西倉吉町22 - 14	介護予防居宅療養管理指導	平成18年11月1日

鳥取県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人地域でくらす会	ケアプランセンター蔵まち	倉吉市幸町529	平成21年6月9日

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第12号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年6月26日から施行する。

平成21年6月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあっては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者において入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者においては再募集入学者選抜合格発表日から 1 月間	各県立特別支援学校	鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科にあっては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあっては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者において入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者においては再募集入学者選抜合格発表日から 1 月間	各県立特別支援学校
鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会教育環境課	鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点及び順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの	試験結果の通知日から 1 月間	鳥取県教育センター
鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	〃	鳥取県教育センター	鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点及び順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの	試験結果の通知日から 1 月間	鳥取県教育センター

鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会家庭・地域教育課	鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員（生涯学習指導員・広報専門員）採用試験	判定を含む。） 試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	〃	教育委員会家庭・地域教育課
略				略			